

手形帳・小切手帳の発行受付終了に伴う「当座勘定規定」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、清水銀行は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みにより、2026年3月31日（火）をもって、手形帳・小切手帳の発行受付を終了いたします。

これに伴い、以下のとおり「当座勘定規定」を改定しますので、お知らせいたします。

改定後の「当座勘定規定」は、改定前から当座預金をご利用いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後も、清水銀行は、お客さまの電子的決済サービスへの移行をサポートし、金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定内容（新旧対照表）

旧	新
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>
<p>《小切手用法》</p> <p>8. 小切手用紙は、当行所定を受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>	<p>《小切手用法》</p> <p>削除</p>
<p>《約束手形用法》</p> <p>8. 手形用紙は、当行所定を受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>	<p>《約束手形用法》</p> <p>削除</p>
<p>《為替手形用法》</p> <p>10. 手形用紙は、当行所定を受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>	<p>《為替手形用法》</p> <p>削除</p>

以上

本件に関するお問い合わせ
清水銀行コールセンター TEL 0120-0-43289
(受付時間/銀行営業日 9:00~17:00)